

四十九 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2) - 22</p> <p>(1)<u>同法第 118条の10</u>.....</p> <p>(2)</p>	<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2) - 22</p> <p>(1)<u>同法第 111条</u>.....</p> <p>(2)</p>
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3) - 6</p> <p>.....当該取得した資産（措置法に規定する特別償却（第46条及び第46条の2第1項の規定によるものを除く。）の規定、これらの規定に係る特別償却準備金の規定及び特別税額控除の規定の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として、措置法第64条第1項又は第8項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。.....</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3) - 6</p> <p>.....当該取得した資産（措置法に規定する特別償却（第46条及び第46条の2に規定する割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として、措置法第64条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。.....</p>
<p>(圧縮記帳をしない代替資産に係る特別勘定の経理)</p> <p>64(3) - 9</p> <p>.....<u>措置法第64条第1項又は第8項</u>.....<u>第64条の2第1項又は第2項</u>.....</p>	<p>(圧縮記帳をしない代替資産に係る特別勘定の経理)</p> <p>64(3) - 9</p> <p>.....<u>措置法第64条第1項</u>.....<u>第64条の2第1項</u>.....</p>
<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3) - 9の2 法人が、長期特別勘定（措置法令第39条第11項各号に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法第64条の2第1項の規定により設けている特別勘定をいい、<u>同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。</u>以下64(3) - 9の</p>	<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3) - 9の2 法人が、長期特別勘定（措置法令第39条第11項各号に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法第64条の2第1項の規定により経理した特別勘定をいう。<u>以下64(3) - 9の2及び64(3) - 15において同じ。</u>）の金額を有している場合において、やむを得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2及び64(3) - 15において同じ。)の金額を有している場合において、やむを得ない事情により、当該長期特別勘定に係る指定期間内にその取得をする見込みでいた資産(以下64(3) - 9の2において「取得見込資産」という。)の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を代替資産とすることにつき当該事業年度終了の日又は適格分社型分割等の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を当該長期特別勘定に係る代替資産として同条第7項又は第8項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>64(3) - 11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....措置法第64条の2第10項各号に規定する場合に該当するこ ととなった日.....</p> <p>(3)</p> <p>(棚卸資産の圧縮記帳等)</p> <p>64(3) - 12 法第2条第20号に規定する棚卸資産.....当該棚卸資産...棚卸資産.....</p>	<p>ない事情により、当該長期特別勘定に係る指定期間内にその取得をする見込みでいた資産(以下64(3) - 9の2において「取得見込資産」という。)の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を代替資産とすることにつき当該事業年度終了の日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を当該長期特別勘定に係る代替資産として同条第2項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>64(3) - 11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....措置法第64条の2第4項に規定する日.....</p> <p>(3)</p> <p>(棚卸資産の圧縮記帳等)</p> <p>64(3) - 12 法第2条第21号に規定する棚卸しをなすべき資産.....当 該資産.....棚卸しをなすべき資産.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>64(3) - 13の2措置法第64条第1項又は第8項.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3) - 14 収用等をされた資産に係る対価補償金をもって取得した代替資産につき措置法第64条第1項(第64条の2第7項において準用する場合を含む。)又は第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定による圧縮記帳の適用を受けた場合には、当該代替資産の取得価額の一部が対価補償金以外の資金から成るときであっても、当該代替資産については、措置法に規定する特別償却(第46条及び第46条の2第1項の規定によるものを除く。)の規定、これらの規定に係る特別償却準備金の規定及び特別税額控除の規定を適用することができないことに留意する。</p> <p>(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)</p> <p>64(3) - 18 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下「適格合併等」という。)により代替資産の移転、特別勘定の引継ぎ等があった場合には、64(3) - 3、64(3) - 6、64(3) - 8、64(3) - 9の2、64(3) - 10、64(3) - 11、64(3) - 15及び64(3) - 16による圧縮記帳等の計算については、次によるものとする。</p> <p>(1) 64(3) - 3及び64(3) - 6は、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。)と合</p>	<p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>64(3) - 13の2措置法第64条第1項.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)</p> <p>64(3) - 14 収用等をされた資産に係る対価補償金をもって取得した代替資産につき措置法第64条第1項(第64条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による圧縮記帳の適用を受けた場合には、当該代替資産の取得価額の一部が対価補償金以外の資金から成るときであっても、当該代替資産については、措置法に規定する特別償却(第46条及び第46条の2に規定する割増償却を除く。)をすることができないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。）とは同一の法人であるものとして適用する。

(2) 64(3) - 8、64(3) - 9の2、64(3) - 10、64(3) - 11、64(3) - 15及び64(3) - 16は、当該適格合併等に係る被合併法人等がこれらの取扱いによっている場合には、当該適格合併等に係る合併法人等においては引き続きこれらの取扱いによる。

（収用証明書の区分一覧表）

64(4) - 1

別表1 収用証明書の区分一覧表

区	分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	②②ガス 事業法第 2条第12 項.....
	②⑦ (イ) (ロ) (ハ) 20人以 上を入 所させ るもの

改 正 前

（収用証明書の区分一覧表）

64(4) - 1

別表1 収用証明書の区分一覧表

区	分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	②②ガス 事業法第 2条第7 項.....
	②⑦ (イ) (ロ) (ハ) 60人以 上を入 所させ るもの

改 正 後						改 正 前					
	<p>⑳ 地方公共団体の設置に係ると蓄場法によると蓄場又は化整場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣蓄取扱場（第26号の一部）</p>	<p>⑳ 地方公共団体の設置に係ると蓄場法によると蓄場又はへい獣処理場等に関する法律によるへい獣処理場（第26号の一部）</p>
⋮	<p>㉑ (1) 土地等がから㉑まで又は㉓から㉕までに該当したことに伴い、その土地の上にある資</p>	<p>これらに該当する資産及び資産の対価又は補償金である旨の証明（代行買取（ ）の場合）にあつては、.....</p>	<p>㉑ 土地等がから㉑まで又は㉓から㉕までに該当したことに伴い、その土地の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用を</p>	<p>当該資産の存する土地がから㉑まで又は㉓から㉕までに該当するものである旨、当該資産が土地収用法等の規定に基づく収用を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>産につき 土地収用 法等の規 定に基づ く収用を し、又は 取りこわ し若しく は除去を しなければ ならな くなった 場合</p> <p>(四) <u>59</u>から <u>62</u>までの 規定又は 大深度地 下の公共 的使用に 関する特 別措置法 第11条の 規定に基づ き行う 国又は地 方公共団 体の処分 に伴い、 その土地 の上にあ る資産の</p>	<p>し、又は取壊 し若しくは除 去をしなければ ならなくな った場合にお いて、当該資 産について買 取り、取壊し 、除去があっ たとき</p> <p>し、又は取壊 し若しくは除 去をしなければ ならなくな った場合に該 当する旨及び収 用等の対価又 は補償金が措 置法令第39条 第10項第2号 に掲げるもの に該当する旨 の証明(代行 買収()の 場合)にあっ ては、……</p>

改 正 後	改 正 前																																				
<table border="1"><tr><td data-bbox="235 295 280 566"></td><td data-bbox="280 295 481 566">取りこわ し又は除 去をしな ければな らなくな った場合</td><td data-bbox="481 295 638 566"></td><td data-bbox="638 295 817 566"></td><td data-bbox="817 295 996 566"></td><td data-bbox="996 295 1108 566"></td></tr><tr><td colspan="6" data-bbox="235 566 1108 598"><hr/></td></tr><tr><td colspan="6" data-bbox="235 598 1108 630"><hr/></td></tr></table>		取りこわ し又は除 去をしな ければな らなくな った場合					<hr/>						<hr/>						<table border="1"><tr><td data-bbox="1144 295 1189 566"></td><td data-bbox="1189 295 1368 566"></td><td data-bbox="1368 295 1547 566"></td><td data-bbox="1547 295 1727 566"></td><td data-bbox="1727 295 1906 566"></td><td data-bbox="1906 295 2018 566"></td></tr><tr><td colspan="6" data-bbox="1144 566 2018 598"><hr/></td></tr><tr><td colspan="6" data-bbox="1144 598 2018 630"><hr/></td></tr></table>							<hr/>						<hr/>					
	取りこわ し又は除 去をしな ければな らなくな った場合																																				
<hr/>																																					
<hr/>																																					
<hr/>																																					
<hr/>																																					